

「横浜市パートナーシップ宣誓制度」について オンライン申請を導入します

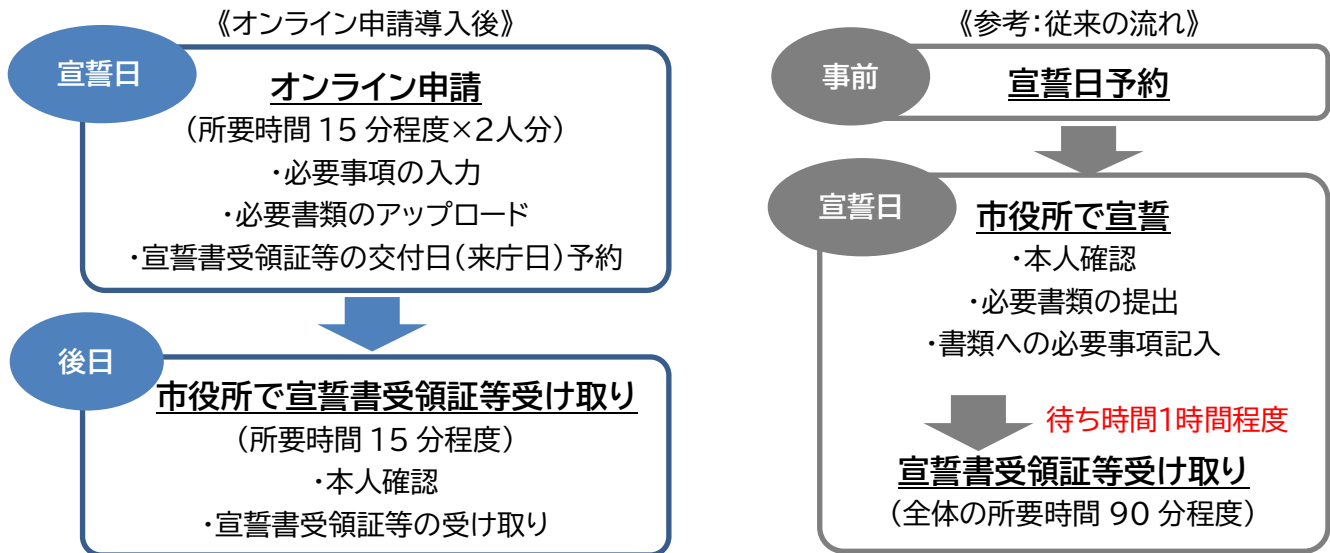
横浜市パートナーシップ宣誓制度は、令和元年12月に運用を開始し、400組を超えるカップルが宣誓をしています。運用をしていく中でいただいた本制度への御意見をふまえ、より利用しやすい制度となるよう、**本制度の一部手続に横浜市電子申請・届出システムを使用したオンライン申請を導入します。**

1 導入予定日(オンライン申請が可能となる日)
令和6年4月1日(月)

2 オンライン申請の導入による変更点

- ・曜日や時間帯を選ばず、記念日等の希望日に宣誓をできるようになります。
- ・オンラインでの事前申請になることで、宣誓をしてから宣誓書受領証等の交付までに1時間ほど要していた待ち時間が不要となります。
- ・申請書類を横浜市電子申請・届出システムにアップロードすることで、書類の不備による再来庁を防ぐことができます。
- ・マイナンバーカードの電子署名を利用して申請をする場合、住所確認書類(住民票の写し等)の用意が不要となります。

3 手続きの流れ



4 留意事項

- ・オンライン申請には、横浜市電子申請・届出システムへの利用登録が必要となります。
- ・オンライン申請による宣誓日は、宣誓するお2人の申請が完了した日となります。
- ・宣誓書受領証等の受け取りは、宣誓したお2人が揃って横浜市役所へ来庁する必要があります。
- ・オンライン申請と併せて、従来の対面式の宣誓も引き続きお受けします。

お問合せ先

市民局人権課長 佐々井 正泰 Tel 045-671-2718